

中津文化会館条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、[中津文化会館条例\(昭和 54 年中津市条例第 15 号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

**第1条の2** [条例第5条](#)の規定により中津文化会館(以下「会館」という。)の使用の許可を受けようとする者は、中津文化会館使用申請書(様式第1号)を中津市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 前項の申請は、[別表第1](#)の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める期間(以下「申請期間」という。)内に行わなければならない。ただし、委員会において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の順位)

**第1条の3** 一の施設又は設備について、使用時間を同じく、又は使用時間の一部が互いに重なる申請者が2人以上あるときの使用の許可は、申請の順序によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要があると認めるときは、抽選で申請の順序を決定することができる。

(使用の許可)

**第2条** 委員会は、前条第1項の申請者に対し使用等の許可をしたときは、文化会館使用許可書(様式第2号)を当該申請のあった日から 10 日以内に交付するものとする。

(使用料)

**第3条** [条例第6条第2項](#)本文に規定する使用料の前納の時期は、前条の許可書を交付するときとする。

(使用時間)

**第4条** [条例別表](#)に定める使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 使用者は、使用を開始した後においては、使用時間を延長することができない。ただし、委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

3 使用者は、延長された使用時間に係る使用料を直ちに納付しなければならない。

(使用料の減免)

**第5条** [条例第6条第1項](#)ただし書の規定に基づき使用料を減免することができる場合は、[別表第2](#)のとおりとする。

(使用料の還付)

**第6条** [条例第7条](#)ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 天災地変及びその他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。 全額
- (2) 使用者が使用期日前7日(大ホールについては 30 日)までに使用の取消しを申し出て委員会が相当の理由があると認めたととき。 半額

2 使用者は、前項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、中津文化会館使用料還付申請書(様式第3号)を委員会に提出しなければならない。

(許可書の提示)

**第7条** 使用者は、会館を使用しようとするときは、第2条に定める許可書を職員に提示しなければならない。職員の要求があったときも同様とする。

(使用者の遵守事項)

**第8条** 使用者は、[条例](#)に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用する施設の定員を超えて入場させないこと。
- (2) 許可なくして物品を販売しないこと。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (4) [条例第12条](#)の各号に掲げる者を入場させないこと。
- (5) その他職員の指示する事項

(入場者の遵守事項)

**第9条** 入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙は、所定の場所で行うこと。
- (2) 火気を使用しないこと。
- (3) 館内を不潔にしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) その他職員又は使用者の指示する事項

(毀損亡失届)

**第10条** 使用者は、会館の施設、備品、器具等を毀損し、又は亡失したときは、直ちに毀損(亡失)届(様式第4号)により届け出なければならない。

(使用後の点検)

**第11条** 使用者は、会館の使用が終わったときは、直ちに職員の点検を受けなければならない。

(指定管理者が管理を行う場合の取扱い)

**第12条** [条例第16条第1項](#)の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1条の2第1項	中津市教育委員会(以下「委員	指定管理者
----------	----------------	-------

	会」という。)	
第1条の2第2項、第1条の3第2項、第2条、第4条第2項及び第6条第2項	委員会	指定管理者
第7条、第8条第5号、第9条第5号及び第11条	職員	指定管理者又は会館の管理に従事している者

2 指定管理者は、[条例第16条第3項](#)の規定により読み替えられた[条例第4条第2項](#)の規定に基づき開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めるときは、中津文化会館開館時間等変更承認願により、委員会の承認を受けなければならない。

(利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合の取扱い)

**第13条** [条例第17条第1項](#)の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合にあっては、第3条及び第4条第3項の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

2 指定管理者は、[条例第17条第2項](#)の規定に基づき利用料金の額を定めるときは、中津文化会館利用料金承認願により、委員会の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を決定するとともに、決定した利用料金の額を周知しなければならない。

4 利用料金を減免することができる場合は[別表第2](#)のとおりとし、還付することができる場合は第6条第1項各号に掲げる場合とする。

(委任)

**第14条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

この規則は、昭和54年3月26日から施行する。

**附 則**(平成13年3月7日中教規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の中津文化会館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた申請に基づく使用の許可に係る使用料から適用し、施行日前にされた申請に基づく使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**(平成17年8月18日中教規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成18年12月26日中教規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年3月 24 日中教規則第3号)

この規則は、平成 21 年4月1日から施行する。

別表第1(第1条の2関係)

区分	申請期間
大ホール	使用日の属する月の1年前の同じ月の初日から1月前まで
小ホール	使用日の属する月の1年前の同じ月の初日から当日まで
スタジオ	
音楽練習室	
和室大	
和室小	

備考

- 1 使用しようとする日が引き続いて2日以上あるときは、最初の使用しようとする日を使用日とする。
- 2 申請期間の初日が休館日であるときは、当該休館日の翌日以後の最初の開館日を当該申請期間の初日とする。
- 3 申請期間の初日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日であるときは、当該休日の直後の休日でない日を当該申請期間の初日とする。

別表第2(第5条、第 13 条関係)

事業の内容又は種類	対象となる使用料	減免額	備考
市が主催する事業	ホール使用料	全額	入場料を徴収するものは除く。
	附属設備使用料	半額	
学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に規定する学校が学校教育活動に使用する場合	ホール使用料	全額	市内の学校に限る。
	附属設備使用料	半額	
中津文化協会主催の市民芸術祭	ホール使用料	全額	春及び秋、年2回とする。
	附属設備使用料	半額	
中津文化協会に加入している団体で委員会が後援する事業	ホール使用料	全額	1団体につき年1回までとする。ただし、1,000 円以上の入場料を徴収するものは除く。
	附属設備使用料	半額	
その他市長が特に必要があると認める事業	市長が必要と認める使用料	市長が必要と認める額	

様式(省略)